

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 18 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780095

研究課題名(和文) 熟議デモクラシーの包括的構想の解明 J・ハーバーマスの「法」・政治理論

研究課題名(英文) The Clarification of Deliberative Democracy: J. Habermas' Theory of Law and Politics

研究代表者

田畑 真一 (TABATA, Shinichi)

早稲田大学・政治経済学術院・助教

研究者番号：90634767

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：以下主に2つの点について、研究成果をあげた。第一に、J・ハーバーマスの政治理論を、彼の法概念理解の転換と彼の政治理論における基本テーゼ「コミュニケーション的自由の公共的使用」に注目しつつ、その全体像を示した。『社会思想史研究』などの査読誌に論文を掲載すると共に、ハーバーマス政治理論の全体像を博士論文としてまとめ、その研究成果を発表した。

第二に、ハーバーマスの政治理論を基点として、代表(議)制デモクラシー、認知デモクラシーといった現代デモクラシー論をめぐる諸論点についての検討を行った。具体的には、『年報政治学』などの査読誌に論文を公表しつつ、海外での学会報告等も行った。

研究成果の概要(英文)：The achievement of this research is as follows. First, Habermas' Political theory is explicated, focusing his turn of the understanding of the concept of the law in the 1980's and his basic argument in political theory, "the public use of communicative freedom". This achievement is finally presented as doctor thesis, and the part of it is published in Annals of the Society for the History of Social Thought(peer-reviewed journal).

Second, based on Habermas' Political Theory, I research the theory of representative democracy and epistemic democracy. This achievement is published in The Annals of Japanese Political Science Association(peer-reviewed journal) and presented in the international conference.

研究分野：政治理論

キーワード：ハーバーマス 法 批判理論 熟議デモクラシー 代表制 認知デモクラシー コミュニケーション的自由

1. 研究開始当初の背景

申請者は、本研究を開始する準備段階において 1980 年代にユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の法概念理解に重要な転換があることを指摘する研究を行った。そこにおいて、この転換が彼の政治理論における主著『事実性と妥当』へと至る理論展開に決定的な影響を与えた点を明らかにし、学会において一定の評価を得た (2011 年度「政治思想学会研究奨励賞」)。本研究は、こうしたこれまでの申請者の研究を基礎とした上で、ハーバーマスの政治理論の全体像を示そうとするものである。

ハーバーマス政治理論の全体像を示す研究に取り組む背景には、ハーバーマスの議論が、熟議デモクラシー論においてその源流として注目される一方で、彼が実際に展開した「討議の政治」の構想はその豊かで包括的な内容にも関わらず、現在まで体系的に理解されてこなかったという状況がある。

体系的理解を阻んできた一因に、1990 年代以降の熟議デモクラシー論の急速な発展がその体系的の一貫性を犠牲にしてきたことを挙げることができる。熟議デモクラシーは近年世界規模で実践されているが (日本でも将来の原発依存度をめぐる討議型世論調査など多数の実例がある)、他方でそれらの試みを評価するための体系的理論を欠くという現状があった。

こうした状況に対し、申請者はハーバーマスの政治理論をこれまで着目されなかった法概念という観点から分析することで、彼の政治理論のもつ包括性の一端を明らかにした。従来の研究では、1980 年代の理論展開は討議倫理学の発展という一面的視座からしか捉えられず、『コミュニケーション的行為 討議倫理学 討議の政治』といった単線的な発展史として理解されてきた。こうした先行研究に対して、法概念への着目により、「討議の政治」へと至る複線的な発展史を示し、討議デモクラシーの包括的構想として「討議の政治」がもつ可能性を明らかにしたのである。

2. 研究の目的

本研究では、これまでの研究を足がかりとして、ハーバーマスによる「討議の政治」がもつ熟議デモクラシーとしての可能性を明らかにすることを目指した。1980 年代の法理解の転換についての包括的検討に加えて、「コミュニケーション的自由」の解明を通じて、彼の「討議の政治」の構想の全体像を示すことを試みた。

本研究では、これまでの研究で得た基本的視座を発展させ、「討議の政治」の構想の全体像を明らかにした。まず、「コミュニケーション的自由の公共的使用」という基本テーゼに関しては、これまでのハーバーマス内在的な検討に加えて、ハーバーマスの高弟であるアクセル・ホネット (Axel Honneth) やライ

ナ・フォアスト (Rainer Forst) による議論、さらには熟議デモクラシー内部でのその受容について検討を行った。こうした検討を通じて、このテーゼが、単にハーバーマスだけに留まらない、熟議デモクラシー論全体を貫くものであり、政治過程での「理由の交換・検討」を支えている点を明らかにした。「討議の政治」とは、コミュニケーション的自由を制度化し、具体化していく発展的な学習過程であり、熟議デモクラシー論の基底にはこうした学習過程がある。

法概念理解については、それまでの研究成果である法概念そのものの転換への検討に加え、新たに時事論文にも注目し、彼の法理解の展開を扱った。彼の理論展開を正確に理解するには、彼の議論が展開された文脈としてのドイツの社会状況を検討することが不可欠である。彼の法理解の展開に当時のドイツの社会情勢がどのように影響を与えたのかを明らかにし、先の研究での成果と合わせ、討議倫理学だけに留まらない 1980 年代の理論展開を明らかにした。こうした多様な理論展開が、法理解の転換を通じて「討議の政治」の構想へと結実した点を明らかにしたのである。

最後にこれら二つの研究を総合し、「討議の政治」の構想が「コミュニケーション的自由の公共的使用」を法という媒体を通じて制度化し、具体化する構想であることを示した。「討議の政治」の構想が単なる政治理論ではなく、「法」・政治理論である点が明らかにされ、その体系的な理解が示されることで、熟議デモクラシーの包括的構想が提示されることとなる。

こうした研究は、大きく二つの意義を持つ。

〔1〕法と政治の結合関係という問題を新たに理由という視座から捉え直すことができる点に意義がある。

「討議の政治」とは、「コミュニケーション的自由の公共的使用」を通じた公権力の公共の正当化の実践であり、その実践は不可避に法を用いて行われる。法と政治は、政治過程で生成された「理由のプール」を媒介として接合される。

また、こうした理由による両者の接合は熟議デモクラシー論全体を貫く主張でもあり、そのことが明確にされたことで、熟議デモクラシー論が目指すべき方途をも示すこととなる。

〔2〕法と理由に媒介された「討議の政治」という全体像を示すことで、包括的な理論を欠いていた熟議デモクラシー論において指針となる理論を示すことができる。

こうした理論が示されることで、近年多様な形で行われている熟議デモクラシーの実践を評価、判断するための視座を得ることができる。このことは、経験的な手法を用いて

熟議デモクラシーを分析するアプローチにとって不可欠な土台を提供し、より精緻に研究を遂行していくことを可能とする。

3. 研究の方法

ハーバース政治理論の全体像を提示するという目的から、テキスト分析が主な研究手法となる。

対象テキストは、当然のことながら第一にハーバースのテキストであり、1980年代から1990年代に至る彼が政治理論を展開した際に公刊した主要な理論的著作(*Theorie des kommunikativen Handelns, Moralbewusstsein und kommunikatives Handeln, Faktizität und Geltung*)を扱った。

その他のテキストとしては、ハーバースの高弟であるホネットやフォアストの著作(*Das Andere der Gerechtigkeit, Das Recht auf Rechtfertigung*)、そして熟議デモクラシー論者のテキスト(James Bohman, *Public Deliberation*)も「コミュニケーション的自由の公共的使用」というテーゼとの関係で検討した。また、2014年度8月から翌年の3月までフランクフルト大学に客員研究員として長期滞在した際には、ハーバース関連の資料を用い、より包括的な検討を行った。

4. 研究成果

研究成果は、大きく三つに分けることができる。一つは、ハーバースの政治理論の全体像の把握に関するもので、本研究の主題となるものである。二つ目には、そうしたハーバースの政治理論の知見を用いて進めた現代デモクラシー論に対する貢献である。三つ目としては、学会誌等に近年の政治理論についての著作についての書評を掲載した。

ハーバース政治理論の研究成果

〔1〕博士論文の提出

2014年7月に論文「普遍性に根ざした政治文化の生成—J・ハーバースにおける憲法パトリオティズム論の展開」を公刊した。ドイツの時事的文脈についての検討が結実した成果であり、市民的不服従、歴史家論争、ドイツ統一といった1980年代の歴史的出来事を踏まえたドイツの時事的文脈と彼の理論展開との関係を憲法パトリオティズム論の展開という観点から理解することを試みた。論文が掲載されたのは、社会思想史学会の査読誌であり、学会において一定の評価を得たと言える。

2015年2月には、これまでのハーバース研究をまとめた博士論文を提出した。その内容は、本研究で扱った法概念理解とコミュニケーション的自由の公共的使用という二つの観点から、ハーバースの政治理論の全体像をまとめたものである。具体的には、1980年代から1990年代に至る彼が本格的に政治理論を展開するまでの理論展開を辿り、その全体像を明らかにするものである。

〔2〕博士論文提出以後

博士論文の内容を単著として公刊すべく加筆修正を行っているが、それと並行して英語論文の執筆、海外での研究報告にも積極的に取り組んだ。

2017年5月には、イタリア・ローマで行われた批判理論の国際カンファレンスにおいて“‘The transcendence from within’ as the basis of Habermas’ political theory”と題するハーバース政治理論についての報告を行った。内容としては博士論文で扱ったハーバースの「コミュニケーション的自由の公共的使用」という主張が内包する「内側からの超越」という契機に着目し、彼の理論におけるこの契機こそが彼の批判理論へのコミットメントなのだという点を示した。

また、“The Habermas-Rawls dispute revisited: Justice with or without solidarity?”と題する英語報告を行った。ハーバースとロールズが1990年代に行った論争を再検討し、両者が市民の観点に立った「政治的正義」の構想を追求している点で共通するものの、市民の観点を採用する方法論が根本的に異なり、その点が両者の違いである点を示した。

熟議デモクラシー論についての研究成果

〔1〕認知デモクラシー論

2015年7月に名古屋で行われた国際シンポジウムにおいて、“Epistemic Challenge to Legitimacy: How should We Aim to Make Correct Decisions in a Democracy?”と題する、認知デモクラシー(epistemic democracy)論についての報告を行った。認知デモクラシー論とは「デモクラシーが正しさ(rightness)の次元を扱えるのか」という問いを提起し、その上で扱えなければデモクラシーそれ自体の正統性が担保できないと論じる議論である(David Estlund, *Democratic Authority*)。

報告では、認知デモクラシー論が提起する問いを真摯に受け止め、熟議デモクラシー論の立場から応答を試みた。具体的には、熟議デモクラシーが認知的側面を備え、それは特に「認知的バイアス」という論点において現れる点を示した。

2016年10月には社会思想史学会において「デモクラシーと正しさ: 正統性の必要条件としての正しさ」と題する認知デモクラシー論についての報告を行った。そこにおいては、認知デモクラシー論を批判するというよりは、より積極的にそこでの議論を援用し、デモクラシーが正しさを追求するために満たさなければならない必要条件は何かという点を検討した。結論としては、互いに理にかなったものであることを受け入れ、相互に理由を用いた正当化を行う義務を引き受けることが最低限求められることが示された。

〔2〕代表(議)制デモクラシー論

熟議デモクラシーの知見を用いつつ、代表制についての検討も行った。2016年7月には「代表の複数性と規範性」という報告を行い、従来の「本人-代理人」関係に基づく代表理解を批判し、新しい代表理解の構想として構築主義的代表論に注目した。そこにおいて構築主義的代表論が「代表するもの」と「代表されるもの」との間の相互構築主義的な関係に依拠していることを示した。その上で、こうした関係が、熟議デモクラシー論においては公共圏での理由の交換を通じた公論の生成によって営まれている点を明らかにした。

2017年6月には『年報政治学』に「代表関係の複数性—代表論における構築主義的転回の意義」が掲載予定で、そこにおいては「構築主義的代表論」をより詳細に明らかにすると共に、そうした相互構築的な関係として理解される代表関係が抱える問題も同時に指摘した。具体的には、構築主義的代表理解がもたらす複数の代表が同時並列して存在することを肯定してしまう点で、そこにおいて複数の代表間の規範的關係性が問われねばならず、そこに政治的正統性の問題が生じることを指摘した。

書評

本研究を通じて明らかになった熟議デモクラシー論の観点から、二つの本についての書評も行った。

『社会思想史研究』に掲載した山崎望・山本圭編の論文集『ポスト代表性の政治学 デモクラシーの危機に抗して』についての書評では、諸論文に通底する代表制の危機という問題意識を共有しつつも、そこからどのように今後の議論を展開していくかについての方向性の違いがある点を指摘した。その上で、その違いがヴァナナス論に対する評価という点に現れる点を明らかにした。

また、『図書新聞』に掲載したジョナサン・ウルフの『「正しい政策」がないならどうすべきか』についての書評では、公共政策という文脈において政治理論が果たす役割を真摯に検討した政治理論と公共政策との間を架橋する試みとして評価した。

【備考】

申請者は、ゲート大学フランクフルトに2014年8月-2015年3月にかけて客員研究員として研究滞在した。その間(そして滞在期間終了後も何度かの意見交換を通じて)、受入教員であるフォアスト教授の下、本研究期間のさまざまな成果について助言を得た。またフォアスト教授が主催するコロキウムやシンポジウムへの参加を通じて、同じくさまざまな示唆を得た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

田畑真一、普遍性に根ざした政治文化の生成 - - J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開、社会思想史研究、査読有、38号、2014年、204-223。

田畑真一、書評『ポスト代表性の政治学 デモクラシーの危機に抗して』(山崎望・山本圭編) 社会思想史研究、40号 234-238。

田畑真一、書評『「正しい政策」がないならどうすべきか』(ジョナサン・ウルフ 著、大澤津・原田健二郎 訳)、図書新聞、3297号。

田畑真一、代表関係の複数性 代表論における構築主義的転回の意義、年報政治学 2016-、査読有、pp.179-200

〔学会発表〕(計5件)

Shinichi TABATA, Epistemic Challenge to Legitimacy: How should We Aim to Make Correct Decisions in a Democracy? The International Workshop: Defining Deliberative and Non-deliberative in Contemporary Democratic Theory, Nagoya University, 2015.7.

田畑真一、代表の複数性と規範性、現代規範理論研究会、専修大学、2016年7月。

田畑真一、デモクラシーと正しさ: 正統性の必要条件としての正しさ、第41回社会思想史学会大会、2016年10月。

Shinichi TABATA, The Habermas-Rawls dispute revisited: Justice with or without solidarity?, Political Thought Seminar, Waseda University, 2017, 4.

Shinichi TABATA, 'The transcendence from within' as the basis of Habermas' political theory, 査読有, 10th International Critical Theory Conference of Rome, John Fekice Rome Center of Loyola University Chicago, 2017. 5.

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田畑 真一 (TABATA, Shinichi)
早稲田大学政治経済学術院 助教
研究者番号：26780095

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()